

# 内装作業のルールについて (案)

状況に合わせて変化します。内部に入る方は  
内装用安全靴 上履き きれいな靴下 ヘルメットカバー 帽子 を用意して  
ください。

株式会社  
H23岐阜地方・家庭裁判所庁舎建築工事

お疲れ様です。内装作業に伴い安全靴のルール緩和を行います。また、ヘルメット・安全帯の取り扱いについても記載します。  
目的としましては、①内装工事での事故防止、②仕上げた床を汚さない、③場内に砂埃を持ち込まない、です。  
下記のエリア分けを考えていますので御協力下さい。  
また、外部作業では依然として半長靴のルールを適用いたします。

## エリア A : 建物内床の仕上がって無い部分

内装用安全靴  
+ヘルメット +安全帯



先端につま先保護が入っている物



内装用安全靴



安全短靴

※半長靴は紛らわしいのでNGとする。

## エリア B : 建物内 Pタイル・長尺シート 部分

きれいな靴下又は上履き  
+ヘルメットにかバーか帽子



靴下は何枚か用意しておく事



床に色につかない物

## エリア C : 建物内 タイルカーペット 部分

きれいな靴下又は上履き  
+ヘルメットにかバーか帽子



靴下は何枚か用意しておく事

※上履きもNGとする。

## エリア D 設備機械室関連 (電気室や空調機械室等) 建物内 重量物を扱う作業

脚立使用時又は作業を行う場合

エリア A の仕様  
+ 床シート養生

重量物を扱う  
作業を行う場合  
安全靴+安全帯  
+ 床シート養生

脚立使用時又は荷物を扱う作業を行う場合

エリア A の仕様 + 床シート養生